

広島市北部の災害を踏まえた

土砂災害対策の強化についてのPT座長提言

平成26年9月25日

平成26年8月20日に広島市安佐南区・安佐北区で発生した同時多発大規模土砂災害により、70名を超える方が犠牲となるとともに、数多くの方が厳しい避難生活を送ることを余儀なくされている。自由民主党「土砂災害防止法の改正を検討するプロジェクトチーム」（座長：河井克行衆議院議員）は、この甚大な災害を踏まえ、悲惨な災害を繰り返さないため、以下のとおり提言する。

1. 『土砂災害防止法』の改正について

① 死者・行方不明者32名を出した15年前の「6. 29. 広島豪雨災害」の悲惨な教訓を基にして『土砂災害防止法』が制定されて14年が経過したにもかかわらず、未だに土砂災害警戒区域等の指定が終わっていない都道府県が存在することは立法の意図を汲み取らない異常事態である。よって国は、都道府県に対して指定を早急に行わさせる必要がある。基礎調査を完了していない都道府県に

対して、それを5年以内に終わらせるよう、国が責任を持って進捗を管理するとともに、状況を毎年度公表する。

国は各都道府県の取り組みを支援するため技術的助言等を行うだけでなく、住民の生命と安全に関わることであることから、取り組みの遅い都道府県に対して是正を要求するなど、いままでよりも強い関与を行なうべきであり、そのために必要な法改正を行う。

② 今回最も被害が大きかった広島市安佐南区の八木・緑井地区では、『土砂災害防止法』に基づく基礎調査は終わっていたものの、警戒区域等の指定が行われていなかった。このため、住民は地域の土砂災害の危険性をまったく認識できないまま突然の災害に遭った。このような事態の再発を防ぐため、基礎調査が終了した区域については、その結果を速やかに住民に周知するための法改正を行うべきである。住民が地域の土砂災害発生の危険性を十分に認識できる情報提供を都道府県が迅速に行なうことが強く求められている。

③ 気象台と都道府県が発表する土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難行動にとって極めて重要な情報である。ところが今回の災

害では、発災前の午前 1 時 1 5 分に土砂災害警戒情報が発表されたにもかかわらず、安佐北区の避難勧告が午前 4 時 1 5 分、安佐南区の避難勧告が午前 4 時 3 0 分と、いずれも被害が出た後になってしまった。土砂災害警戒情報が避難勧告の直接的な基準とならなかったのは大きな問題である。

土砂災害警戒情報を土砂災害防止法に明記して、都道府県から市町村・住民への情報伝達を義務として位置づけることにより、土砂災害警戒情報を避難勧告の直接的基準とするべきである。

④ 国土交通省および気象庁は、土砂災害警戒情報の精度向上のため関係機関への技術的支援を行うとともに、都道府県から市町村に対してできるだけきめ細かい情報が伝えられるよう支援していくべきである。

⑤ 今回の災害では、犠牲者のおよそ半数が高齢者や幼児・児童で占められた。ご高齢の皆様や幼い子どもたちがいざというときに安全に避難できるように避難のあり方を根底から見直すべきである。そのためには、法改正等により、市町村地域防災計画に警戒区域内

の避難場所・避難経路や要配慮者施設への情報伝達などについて記載することが必要であり、各自治体においても高齢者や子供の安全な避難に配慮したきめ細かい避難警戒体制を構築することが強く求められている。

⑥ 避難場所および避難経路の適切な選定を求める声が被災住民の間で極めて大きいことに応えなければならない。警戒区域等に指定された区域内に避難場所が現に多数存在する現状の打開に向けて、国、都道府県、市町村は努めなければならないことを法改正に明記する。

⑦ 個々の警戒区域毎に、実効性のある避難訓練を国、都道府県、市町村、住民等が連携し実施するよう法を改正する。実施時期は6月の土砂災害防止月間が考えられ、毎年かならず一回以上行われるべきである。

⑧ 『土砂災害防止法』第25条の移転等勧告制度は、法制定時には立法理念の大きな柱であったにも関わらず、移転勧告の基準を作

っている都道府県は皆無であり、よってこれまでに活用された実績はまったくない。国は、移転等勧告についての考え方等を明らかにして、都道府県が移転等勧告の基準を作成するよう指導すべきである。

⑨ 特別警戒区域に指定された地域の住民の安全確保のための対策には国が力を注ぐべきである。がけ地近接等危険住宅移転事業、防災集団移転促進事業などを活用して区域からの自発的な移転を支援するとともに、地域住民の安全確保のために、砂防事業等の促進、避難場所の適切な選定、現場の安全性を確保した避難経路の選定、防災行政無線などの情報伝達体制の整備、自主防災組織等の活動支援などを通じて災害に強い地域づくりに努めなければならない。

2. 被災地の速やかな復旧・復興と安全確保に向けた取り組みについて

① 約32,000もの日本最多の土砂災害危険箇所数を抱え、繰り返し甚大な土砂災害が発生した広島県においては、次なる災害へ

の不安が大変高まっている。さらに、『土砂災害防止法』立法の原点は15年前の「6. 29. 広島豪雨災害」の悲惨な教訓にある。以上を深く認識したうえで、法に基づく基礎調査を迅速に完了（1年をめど）することを強く求める。

② 党及び政府においては、今回の災害が発生した経緯と課題を余すところなく多面的多角的に徹底検証を行ない、今後の対策に資するべきである。

③ 被災地においては、山の斜面や溪流に土砂が堆積しているところが多く、地域住民は毎日不安な日々を送っている。強靱ワイヤーネット、大型土嚢、土石流センサーなどの応急対策に加えて、砂防堰堤など緊急かつ集中的な工事実施に必要な予算と人員の確保に全力で努めるべきである。

④ 広島市北部被災地のように甚大な被害を既に受けた地域や、甚大な被害が発生するおそれがある地域を、住民の安全を守るための「国が重点的に対策を行う地域」と位置づけ、国が砂防事業などの

ハード面の安全確保対策を主体的に実施するとともに、立地の抑制などのソフト面の対策についても強力に支援することが必要である。現行制度の活用や新たな制度面の見直しを含めて早急に検討すべきである。なお今次災害による復旧・復興事業の緊急かつ円滑な推進のため、広島市北部被災地に国の事務所を置くなど、強力的な執行体制を構築するべきである。

⑤ 広島西部山系一帯には危険な状況となっている地域が多くあり、全国各地でも土砂災害の発生に不安を抱きながら暮らしている住民は数多い。状況を一刻も早く改善するためには、まず、警戒区域、特別警戒区域の早急な指定に取り組むべきである。そして、これらの地域では、砂防事業等による安全確保対策が急務であり、国と都道府県が連携し、人命を守る効果が高い箇所に重点をおき、速やかに砂防事業に取りかかるべきである。

地域住民の安全・安心の確保は他の何ものよりも優先されるものであり、地方創生を進めるうえでの大前提である。政府はこの提言を尊重し、速やかに実行に移すべきである。